

札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業実施要綱

平成 30 年 9 月 11 日 保 健 福 祉 局 長 決 裁
令和 2 年 4 月 1 日 高 齢 福 祉 担 当 局 長 決 裁
最近改正 令和 7 年 3 月 27 日 ウェルネス推進担当局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施術 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「法」という。）第 1 条の免許を受けた者による施術をいう。
- (2) 施術所 法第 9 条の 2 第 1 項前段の開設の届出を行った施術所をいう。
- (3) 団体 本事業の実施に当たり、札幌市と協定を締結する団体をいう。
- (4) 取扱施術者 本事業の実施に当たり、札幌市と協定を締結する施術者又は前号の団体に所属している施術者で、本市が指定する施術者をいう。

(対象者)

第 3 条 本事業による施術料の助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成を実施する年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上であること。
- (2) 札幌市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。

(助成の範囲及び限度額)

第 4 条 助成の対象となる施術は、施術所内において行われるものとする。ただし、次に掲げる法律の規定に基づく療養費の支給又は医療の扶助が適用となる場合は、助成の対象としない。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- (8) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)

2 助成の額は、施術 1 回につき 800 円とする。

3 利用者1人当たりの各年度における助成の回数は、5回を限度とする。

(助成券の交付等)

第5条 利用者が助成を受けようとするときは、札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成券交付申請書(別記様式第1号)または札幌市が指定するその他の方法により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、助成を行うことを適当と認めたときは、札幌市はり・きゅう、マッサージ施術料助成券(以下「助成券」という。)5枚を一括で交付するものとする。

3 前項の助成券は、再交付しない。

4 助成券の有効期間は、交付した年度の末日までとする。

(助成の方法)

第6条 施術を受けた利用者は、前条第2項の助成券を取扱施術者に提出し、施術に要する費用から第4条第2項に定める助成の額を控除した額を施術者に支払うものとする。

2 助成は、助成券の提出を受けた取扱施術者が団体に所属するときは団体に、取扱施術者が団体に所属しないときは取扱施術者又は施術所の開設者に対し、助成の額を支払うことにより行う。

(取扱施術者の指定)

第7条 取扱施術者は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が指定する。

(1) 法第1条の規定による免許証を有し、又は法第12条の2の規定による都道府県知事の届出済証を有すること。

(2) 札幌市内に施術所を有すること。

(3) 札幌市暴力団の排除に推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条第1項の暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

2 取扱施術者の指定を受けようとする者は、取扱施術者指定申請書(別記様式第2号)及び誓約書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、団体に所属する者であって、当該所属団体により第1号及び第2号の書類が確認されている者については、当該各号の書類の提出を省略することができる。

(1) 前項第1号の免許証又は届出済証の写し

(2) 前項第2号の施術所開設届出済証の写し

3 市長は、取扱施術者を指定したときは、札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業取扱施術者証(別記様式第4号。以下「取扱施術者証」という。)を交付するものとする。

4 取扱施術者は、取扱施術者としての指定の辞退をしようとするときは、その1月前までに、取扱施術者指定辞退届(別記様式第5号)により市長に届け出

るとともに、取扱施術者証を市に返却しなければならない。

- 5 取扱施術者は、取扱施術者証について、他者に貸与し、又は譲渡してはならない。

(取扱施術者の指定の取消し又は停止)

第8条 市長は取扱施術者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取消し、又は期間を定めて停止することができる。

- (1) 第7条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき
 - (2) 本事業の実施に当たり、札幌市と締結する協定に定める事項に違反したとき
- 2 前項の規定により取扱施術者の指定を取消し、又は停止された者は、直ちに取扱施術者証を市に返却しなければならない。

(禁止事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 助成券を利用者本人以外の者に使用させること
- (2) 有効期限を過ぎた助成券を使用すること

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により、この要綱による事業を利用した者若しくはこの要綱による助成の支払を受けた者に対し、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、保険医療部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 第7条の規定による取扱施術者の指定に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。
- 3 平成30年度の助成の対象者は、平成30年10月1日時点で65歳以上の者であって、札幌市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているものとする。
- 4 平成30年度の助成の対象者は、平成30年10月1日時点で65歳以上の者であって、札幌市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。